

大津市造林事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森林所有者、森林組合等が市内の森林において、滋賀県造林事業補助金交付要綱（平成19年6月29日制定。以下「滋賀県交付要綱」という。）及び滋賀県造林事業実施要領（平成3年12月20日制定）に基づき、造林事業を実施することに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって森林資源を培養し、国土の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「造林事業」とは、滋賀県交付要綱第2条に規定する事業のうち、森林環境保全直接支援事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業、重要インフラ施設周辺森林整備事業及び絆の森整備事業をいう。

(補助対象者等)

第3条 この要綱による大津市造林事業補助金の交付の対象となる事業の種別、事業主体及び経費は、滋賀県交付要綱第3条に規定するとおりとし、当該年度において市内の造林事業について滋賀県造林事業補助金を交付されたものとする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による大津市造林事業補助金の額は、滋賀県が定める標準経費又は実行経費に基づき市長が査定する経費の10分の1以内の額とする。

(交付申請書)

第5条 事業終了後大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市造林事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

(決定通知書)

第6条 前条の申請書の提出があったときは、その適否を審査して適当と認めた者に対し規則第7条第1項の規定による通知を、大津市造林事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市造林事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(交付請求書)

第7条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市造林事業補助金交付請求書（様式第4号）とする。

(取消通知書)

第8条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市造林事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

(返還通知書)

第9条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市造林事業補助金返還通知書（様式第6号）により行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年10月31日から施行し、改正後の大津市造林事業等補助金交付要綱の規定は、平成12年度以後に行う造林事業等について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月7日から施行し、改正後の大津市造林事業等補助金交付要綱の規定は、平成14年度以後に行う造林事業等について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月15日から施行し、改正後の大津市造林事業等補助金交付要綱の規定は、平成18年度以後に行う造林事業等について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月31日から施行し、改正後の大津市造林事業等補助金交付要綱の規定は、平成19年度以後に行う造林事業等について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年11月24日から施行し、改正後の大津市造林事業等補助金交付要綱の規定は、平成21年度以後に行う造林事業等について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行し、改正後の大津市造林事業補助金交付要綱の規定は、平成24年度以後に行う造林事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行し、改正後の大津市造林事業補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後に行う造林事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、改正後の大津市造林事業補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後に行う造林事業について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市造林事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市造林事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市造林事業補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 造林事業内訳書 (2) 施業図及び測量野帳（森林作業道は除く。） (3) 総括位置図（5万分の1の地形図） (4) 詳細位置図（5千分の1の地形図） (5) 委任状（代理申請に限る。） (6) 出来高設計書又は実施設計書（森林作業道に限る。） (7) 竣工写真

大津市造林事業補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市造林事業補助金の交付について、次のとおり決定（確定）したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市造林事業補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交付決定（確定）金額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市造林事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市造林事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市造林事業補助金について、次のとおり決定しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市造林事業補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付しないことと決定した理由	

大津市造林事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定（確定）のあった大津市造林事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 名 称	大津市造林事業補助事業	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
金 振 融 込 機 関 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市造林事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市造林事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市造林事業補助事業
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市造林事業補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市造林事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市造林事業補助事業
交付決定（確定）金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日まで

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。